

民事裁判手続のIT化に関する検討事項2

第1 被害者の身元識別情報を相手方に秘匿する制度

○中間試案第12

4 閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務

本文 略

(注1) 略

(注2) 法第92条の規律に加えて、例えば、犯罪やDVの被害者の住所等が記載された部分については相手方当事者であっても閲覧等を行うことができないようにする規律を設けるものとする考え方がある。

1 訴状における秘匿措置

訴状における秘匿措置として、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、原告の申立てにより、決定で、当該事項を原告以外の者に秘匿することができる。

訴状中法第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。(2)及び(6)において同じ。）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

(2) (1)の申立ては、法第133条第2項第1号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（(4)、(5)及び(6)において「原告表示書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。

(3) (1)の申立てに係る部分が氏名又は名称にわたるときは、法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、訴状に当該氏名又は当該名称に代わる呼称（以下この項及び(6)において「原告代替呼称」という。）を記載しなければならない。裁判所は、原告が訴状に記載した原告代替呼称を相当でない認めるときは、これと異なる他の原告代替呼称を定めることができる。

(4) (1)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等を行うことができない。

(5) (1)の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定に

かかわらず、原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

ア 原告表示書面

イ 原告表示書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

- (6) (1)の決定があったときは、訴状に法第133条第2項第1号に掲げる事項のうちその決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。【P】

(注) 本文の規律に加えて、法第133条第2項第1号に掲げる事項を識別させることとなる情報及び当該情報を推知することができる情報を秘匿措置の対象とする規律を設けるものとする考え方がある。

(説明)

1 本文の概要

- (1) 訴状における必要的記載事項の秘匿

法第133条第2項(第1号に係る部分に限る。)は、当事者及び法定代理人を訴状に記載しなければならないものと規定している。

本文は、原告に係るこれらの必要的記載事項が記載された訴状が被告に閲覧されれば、性犯罪の加害者である被告に自己の氏名が知られること自体で原告又は法定代理人に著しいプライバシー侵害が生じ、又は身体等への侵害行為がされるおそれがあるという場合には、そのことを疎明して申し立てることにより、裁判所の決定で、これらの必要的記載事項のうち秘匿すべき部分の閲覧等を行うことができる者を原告に限ることができるとの規律を設けることを提案するものである。

この規律によれば、原告は、必要的記載事項のうち秘匿措置を求める部分の記載を省いた訴状を提出するとともに、裁判所に対しては原告に係るこれらの必要的記載事項を記載した所定の様式の書面(原告表示書面)を提出しなければならない。そして、原告表示書面については、原告以外の当事者及び第三者による閲覧等が制限されるとともに、訴状ではないため法第138条第1項に基づく被告への送達はされないこととなる。

また、原告表示書面に基づいて原告に対する送達がされたときは、この送達に関する法第109条の送達報告書その他の書面(例えば、送達報告書が滅失した場合に、裁判所が発行を受けることがあるとされる送達に関する証明書や、差出し後に郵便物の書留郵便物受領証を提示し、所定の料金を支払って請求することができると思われる配達証明書がこれに該当し得ると考えられる。)の閲覧等も制限されることとなる。

秘匿の対象となるものは、これらの必要的記載事項のうち被告の閲覧による一定の法益侵害のおそれがあるとして決定により特定されたものであり、具体的には、「原告の氏名」、「原告の住所」、「原告法定代理人の氏名」、「原告法定代理人の住所」というように、個々の事項ごとに特定されることとなると考えられる。そして、例えば、原告の氏名の秘匿を申し立てる場合には、原告は、訴状に氏名に代わる呼称（原告代替呼称）を記載しなければならない。

(2) 秘匿措置の実体的要件（本文(1)）

本文(1)では、秘匿措置の実体的要件を、「訴状中法第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。」とすることが提案されている。

これは、次のような考えに基づくものである。訴訟記録とは、一定の事件に関して裁判所及び当事者の共通の資料として利用される、受訴裁判所に保管される書面の総体をいうとされている。したがって、訴訟記録中の記載の一部を当事者の一方である加害者に秘匿することができる制度を新たに設けるとしても、それは、法整備の必要性に照らして必要最小限の範囲に限られるべきである。そして、このような観点を踏まえてもなお保護に値する訴訟類型には、大きく分けて次の二つがあると考えられる。まず、性犯罪の被害者にとっては氏名自体が加害者との関係においてプライバシーに係る情報として法的保護の対象となり得るだけでなく、「私生活についての重大な秘密」（法第92条第1項第1号）に準ずるものと捉え、加害者に知られることにより直接に、被害者の社会生活が破壊され、立ち直れなくなるようなことがある。次に、DV等の加害者や暴力団員を被告とする訴えにおいては、被害者等の住所や氏名（DV等の被害者が再婚して氏が変わったという事案も考えられる。）が被告に知られることにより、被害者等の身体・財産への加害行為又は被害者等を畏怖・困惑させる行為がされるおそれがあるとするれば、被害者等の社会生活が破壊され、立ち直れなくなるようなことがある。本文の実体的要件は、これらの法益を保護する趣旨のものである。そこで、提案の本文と同様の文言を用いる法第92条第1項第1号においても、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」には、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑させる行為がされるおそれが含まれるとの考え方を採用し、提案の本文(1)においては、これとは異なる他の実体的要件を選択的に設けることは提案していないが、どのように考えるか。

(3) 実体的要件に係る保護法益の帰属主体の範囲（本文(1)）

本文(1)では、秘匿措置の実体的要件に係る保護法益の帰属主体を法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者とすることを提案している。

これは、原告自身に一定の法益侵害が生ずるおそれがあることを疎明しなければならぬこととするのが相当であるとの考えに基づくものである。

原告の民法上の親族（同法第725条）や原告と社会生活において密接な関係を有する者に一定の法益侵害を生ずるおそれがある場合には、訴状における秘匿措置をとることができるようにすべきであるとの考え方もあり得るが、本文の規律によれば、これらの者との社会生活上の実質的な結び付きも踏まえ、原告に法益侵害を生ずるおそれがあると認められるか否かにより判断されることとなると考えられる。

(4) 秘匿措置決定の効果が及ぶ者の範囲（本文(1)）

本文(1)では、秘匿措置決定の効果は、原告以外の当事者であれば、秘匿措置の実体的要件を満たす被告以外のものであっても及ぶものとする規律を設けることが提案されている。

これは、秘匿措置の申立てがされる訴えの提起の段階では、裁判所には共同被告同士が具体的にどのような関係にあるかが必ずしも分からないことや、共同被告ごとに閲覧し得る範囲が異なるとすれば極めて煩雑な作業を要し実務上耐え難いものとなるおそれがあることなどを踏まえ、秘匿措置の実効性を確保するとともに、秘匿措置の対象となる事項が誤って開示される事態をできる限り減らす観点から、原告以外の当事者に一律に秘匿措置決定の効果を及ぼす必要があるとの考え方にに基づくものである（なお、秘匿措置決定に原告以外の当事者に対する絶対効がない場合の危険性は、例えば、原告を相手方とする独立当事者参加の申出がされた場合に顕著である。）。

そして、このように考える場合であっても、当事者及び第三者に要件の欠缺による取消しの申立権を認めれば、訴訟記録の閲覧等請求権の保障に欠けることなく、また、当事者に秘匿措置により自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ（以下「除外事由」という。）による取消しの申立権を認めるのであれば、当該訴訟における訴訟追行権の保障に欠けることはないと思われる。

2 当事者の特定との関係で秘匿措置決定が有する効果（本文(6)）

秘匿措置の決定により、原告表示書面に原告の氏名や住所が書かれていれば、訴状自体にはそれらを書かなくても原告が特定されていることになり、それで訴状の必要的記載事項としては満たされていて、適法な訴状であることとなるのかという点については、秘匿措置の決定の効果として、原告の氏名及び住所の原告表示書面への記載をもって、訴状への記載がされたものとみなすこととし、それで足りるとする考え方があり得る一方で、秘匿措置がとられた後の原告の氏名及び住所の記載がない訴状においても、請求原因を含めた訴状全体をみれば原告を他の人と識別することができるという程度の情報が記載されていないければ、訴状の必要的記載事項が記載された適法

な訴状であるとはいえないとの考え方もあり得るとも思われる。

以上を踏まえ、秘匿措置の決定が法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）との関係でどのような法的効果を有するものと整理すべきかについて、どのように考えるか。

3 秘匿措置の対象となる事項の範囲（注）

本文では、秘匿措置の対象となる事項の範囲を法第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。）が記載された部分とすることが提案されている。

これは、秘匿措置の対象となる事項の範囲を訴状の必要的記載事項としての原告の表示に係る部分に限ることが相当であるとの考え方に基づくものである。

他方、訴状には請求の趣旨及び原因を記載しなければならず（法第133条第2項（第2号に係る部分に限る。）、準備書面には、攻撃防御方法又は相手方の請求及び攻撃防御方法に対する陳述を記載するものとされている（法第161条第2項）。そして、請求の原因又は攻撃防御方法として、氏名及び住所以外にも、当事者又は法定代理人を識別させることとなる情報（例えば、携帯電話番号や子の氏名などがこれに当たり、被害者等が通う病院名や被害者等の子が通う学校名など、これを推知することができる情報よりは狭いものが想定される。以下「識別情報」という。）や識別情報を推知することができる情報（以下「推知情報」という。）が記載されることもあるため、これらの情報をも秘匿措置の対象とする考え方もあり得る。もっとも、これらの規定は、訴状における当事者の表示のように、当事者及び法定代理人を記載すべきことを直接義務付けるものではなく、請求の原因又は攻撃防御方法として、相手方に秘匿すべき情報を自ら記載しなければならない場面は限られていると考えられる。そして、そうであるにもかかわらず、相手方に秘匿すべき情報を記載する必要があるとすれば、その内容を相手方に知らせ、相手方の攻撃防御の機会を保障する必要があると考えられる。そのため、訴状中の原告及び法定代理人の識別情報及び推知情報について秘匿措置をとることができる規律を設けることについては、注に記載するに留め、準備書面における秘匿措置の規律を設けることを提案していない。

以上を踏まえ、法第133条第2項第1号に掲げる事項以外の情報について秘匿措置をとることができる規律を設けることについて、どのように考えるか。

2 送達場所等の届出における秘匿措置

送達場所等の届出における秘匿措置として、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該送達を受けるべき場所及び当該送達受取人を当該

当事者以外の者に秘匿することができる。

法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

- (2) (1)の申立ては、法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（(3)、(4)及び6において「当事者送達場所等届出書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- (3) (1)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、当事者送達場所等届出書面の閲覧等を行うことができない。
- (4) (1)の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

ア 当事者送達場所等届出書面

イ 当事者送達場所等届出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文の規律に加えて、届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設けては、どうか。

(説明)

法第104条第1項は、当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所を受訴裁判所に届け出なければならず、この場合においては、送達受取人をも届け出ることができるものと規定している。

本文は、当事者又は法定代理人に係るこれらの届出事項が記載された届出書が相手方に閲覧されれば、性犯罪の加害者である被告に自己の氏名が知られること自体で当事者又は法定代理人に著しいプライバシー侵害が生じ、又は身体等への侵害行為がされるおそれがあるという場合には、そのことを疎明して申し立てることにより、裁判所の決定で、当該当事者又は当該法定代理人に係るこれらの届出事項が記載された部分の閲覧等を行うことができる者を当該当事者に限ることができるとの規律を設けることを提案するものである。

この規律によれば、当事者は、裁判所に対してはこれらの届出事項を記載した所定の様式の書面を提出して届け出ることとなり、当該書面については、当該当事者以外の当事者及び第三者による閲覧等が制限されることとなる。また、当該書面に基づいて当該当事者

に対する送達がされたときは、この送達に関する送達報告書その他の書面の閲覧等も制限されることとなる。

(注) においては、送達場所等の届出における秘匿措置の規律に加えて、通知アドレスの届出においてもこれと同様の秘匿措置の規律を設けることを提案している。

3 調査嘱託における秘匿措置

調査嘱託における秘匿措置として、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 次に掲げる事由があると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより又は職権で、当事者識別推知情報記載部分を当該当事者以外の者に秘匿することができる。

法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面中法第133条第2項第1号に掲げる事項又は法第104条第1項に規定する当事者若しくは法定代理人の送達を受けるべき場所若しくは送達受取人を識別させることとなる情報又は当該情報を推知することができる情報が記載された部分(2)、(3)及び6において「当事者識別推知情報記載部分」という。)が相手方に閲覧されることにより、法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者又は当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

(2) (1)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面(申立てにおいて特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。)の閲覧等を行うことができない。

(3) (1)の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。【アの部分は、証拠とすることができない。】

ア 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面(決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。)

イ アの書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文の規律に加えて、送付嘱託(法第226条)及び文書提出命令(法第223条第1項)に係る文書中の当事者識別推知情報記載部分について秘匿措置をとることができる規律を設けるものとする考え方があ

(説明)

1 申立てによる秘匿（本文の概要①）

法第186条は、裁判所は、必要な調査を団体に囑託することができるものと規定している。この調査の囑託は、証拠調べの方法の一つであり、実務上は、弁論主義の観点から、当事者の申立てによって行われ、囑託先が提出した報告書がそのまま証拠となる。そして、当事者は、法第91条第1項、第3項及び第4項に基づき、この報告書の閲覧等を請求することができる。

本文は、当事者若しくは法定代理人又はこれらの者の届出に係る送達場所若しくは送達受取人の識別情報又は推知情報が記載された調査囑託回答書が相手方に閲覧されれば、性犯罪の加害者である被告に自己の氏名が知られること自体で当事者又は法定代理人に強度のプライバシー侵害又は暴行・脅迫による身体・財産の侵害等が生ずるおそれがあるという場合には、そのことを疎明して申し立てることにより、裁判所の決定で、これらの情報のうち秘匿すべき部分については、その閲覧等を行うことができる者を当該当事者に限るとの規律を設けることを提案するものである。

この規律によれば、秘匿措置の申立てをする当事者は、調査囑託回答書中の当事者識別推知情報記載部分を特定しなければならないこととなるが、実際には、囑託先から提出された書面を閲覧した後でなければ、その部分を個別具体的に示すことはできない。そのため、先に相手方によりその部分が閲覧されてしまうおそれを防ぐ見地から、調査囑託回答書の閲覧後速やかにその部分を具体的に示すこととして、調査囑託回答書が訴訟記録に編み込まれる前であっても、とりあえず、できる限りの特定をして秘匿措置の申立てをすることが許されるものと考えられる。この考え方は、証人尋問調書中の秘密記載部分について法第92条第1項に基づく第三者閲覧等制限の申立てがされる場合に準ずるものである。

秘匿の対象となるものは、当事者若しくは法定代理人又はこれらの者の届出に係る送達場所若しくは送達受取人の識別情報又は推知情報が記載された部分のうち相手方の閲覧により一定の法益侵害が生ずるおそれがあるとして決定により明確かつ具体的に特定されたものである。当事者の識別情報の例として、当事者の携帯電話番号や当事者の親族の氏名が挙げられ、当事者の推知情報の例として、当事者の子の通う学校や、当事者が受診した近隣の医療機関が挙げられる。

2 職権での秘匿（本文の概要②）

(1) 被告の住所の調査の結果の職権での秘匿

ア DV等支援措置における加害者とされた者が被害者とされた者を被告として訴えを提起する場合には、原告及びその代理人は、被告の住民票の写し等を取得することができないため、被告の住所を住居所不明と記載するなどした上で、訴状を提出せざるを得ないことが想定される。そして、原告又はその代理人から、被

告の住所を住居所不明と記載した訴状と共に、被告の住民票の写し等がDV等支援措置の対象となっているため被告の住所を調査することができない事情を報告する資料が提出された場合には、裁判所が訴状の送達のため、職権で、市町村に対して被告の住民票上の住所に関する調査嘱託を行うことが考えられる。この調査嘱託により裁判所が被告の住民票上の住所に関する回答を得た場合には、DV等支援措置がとられている趣旨を踏まえ、それが原告や第三者に知られることのないよう配慮する必要性が高い。

このように、被告の住所について秘匿措置の要件を満たすような場合において、裁判所を通じた当該被告の住所の調査がされたときは、調査結果及びこれに基づく送達に関する法第109条の送達報告書その他の書面中に被告の住所が記載されることとなるが、これらの書面は、原則として、被告が訴状の送達を受け訴訟記録の閲覧等における秘匿措置の申立てをする時間的な余裕がないままに、原告が閲覧等の請求をし得る状態に置かれることとなる。このことは、その調査嘱託が職権でされるものかどうかを問わず、また、DV等支援措置がとられている場合に必ずしも限られないと考えられる。

イ そこで、裁判所を通じた被告の住所の調査の結果について、裁判所が職権で、被告のために秘匿措置の決定をすることができる規律を設けることを提案している。

本文は、実体的な要件を設けた上で、秘匿措置の効果の消滅を原告による後記本文5(1)の取消しの申立てにかからせる考え方である。

この規律によれば、調査嘱託回答書及び同回答書に基づく送達に関する書面中の被告の識別情報及び推知情報が記載された部分を当該被告の関与なく裁判所において個別具体的に特定することが困難である場合もあることなどから、これらの書面について、必要に応じ、その内容の全部について秘匿措置の決定をすることができると考えられる。

(2) 原告表示書面の調査結果の職権での秘匿

ア また、例えば、ある既存の事件で訴状における秘匿措置がとられた場合において、当該既存の事件の被告が原告に対し別訴を提起する場合には、被告は、原告表示書面を閲覧することができないため、法第133条第2項第1号に掲げる事項として当該既存の事件の原告代替呼称（「〇〇地裁令和〇年（ワ）第〇号事件原告代替呼称A」）を記載するなどした上で、訴状を提出せざるを得ないことが想定される。そして、当該既存の事件の被告から、そのような訴状と共に、別訴被告の氏名及び住所を調査することができない事情を報告する資料が提出された場合には、別訴に係る裁判所が訴状の送達のため、職権で、当該既存の事件に係る裁判所に対して当該原告代替呼称に係る原告表示書面に関する調査嘱託を行うことが

考えられる。この調査嘱託により別訴に係る裁判所が原告表示書面に関する回答を得た場合には、当該既存の事件で訴状における秘匿措置がとられている趣旨を踏まえ、それが当該既存の事件の被告や第三者に知られることのないよう配慮する必要性が高い。

イ そこで、裁判所を通じた被告の住所の調査がされた場合と同様に、別訴に係る裁判所を通じた原告表示書面の調査の結果についても、別訴に係る裁判所が職権で、別訴被告のために秘匿措置の決定をすることができるようにする規律を設けることを提案している。

本文では、原告表示書面に関する調査嘱託の申立ての採否に関する規律を設けず、これを裁判所の判断に委ねることとし、調査嘱託の申立てが採用された場合には、調査嘱託における秘匿措置の一環として、職権で秘匿措置の決定をすることができる規律を設けることを提案している。

3 送付嘱託及び文書提出命令における秘匿措置（注）

法第226条の送付嘱託及び法第223条第1項の文書提出命令に関して、調査嘱託における秘匿措置の規律と同様の規律を設けることをも検討すべきであるとの考え方があり得る。

この点について、送付及び提出に係る文書の閲覧等の法的性質についての実務上の解釈及び運用も踏まえ、どのように考えるか。

4 証人尋問の申出における秘匿措置

証人尋問の申出における秘匿措置として、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該証人を当該当事者及び当該証人以外の者に秘匿することができる。

法第180条第1項の申出（証人の尋問に係るものに限る。(2)において同じ。）に係る書面中証人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当事者、法定代理人若しくは証人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

(2) (1)の申立ては、法第180条第1項の申出に係る書面中証人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（(3)、(4)及び6において「証人尋問申出書面」という。）を提出してしなければならない。

(3) (1)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者及び当該証人以外の者は、証人尋問申出書面の閲覧等を行うこと

ができない。

(4) (1)の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者及び当該証人以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

ア 証人尋問申出書面

イ 証人尋問申出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文の規律に加えて、書証の申出(法第219条)として提出する文書の原本中の当事者識別推知情報記載部分について秘匿措置をとることができる規律を設けるものとする考え方があ

(説明)

1 証人尋問の申出における証人の記載の秘匿(本文の概要)

法第180条第1項の証拠の申出は、当事者が証人等の一定の証拠方法を指示して、その取調べを裁判所に求める訴訟行為である。そして、法第190条の証人尋問の申出は、証人を指定して申し出なければならないとされている(規則第106条参照)。この証人の指定においては、裁判所が証人を呼び出すことができる程度に証人を特定する必要があると考えられており、通常、証人の氏名及び住所により指定される。

本文は、証人が記載された尋問申出書が相手方に閲覧されれば、性犯罪の加害者である被告に自己の氏名が知られること自体で当事者や証人に著しいプライバシー侵害が生じ、又は身体等の侵害行為がされるおそれがあるという場合には、そのことを疎明して申し立てることにより、裁判所の決定で、証人の記載のうち秘匿すべき部分の閲覧等を行うことができる者を当該当事者及び当該証人に限ることができるとの規律を設けることを提案するものである。

この規律によれば、証人に秘匿措置の申立てをする当事者との社会生活上の実質的な結び付きがなくとも、証人に法益侵害を生ずるおそれがあると認められる限りにおいて、証人の氏名や住所を秘匿し得ることとなる。その具体例として、被害者が複数ある性犯罪の事案において当事者でない被害者を証人として尋問するような場合や、暴力団員を被告とする事案において構外ビデオリンクの尋問が実施されるような場合が考えられる。

秘匿の対象となるものは、証人が記載された部分のうち相手方の閲覧により一定の法益侵害が生ずるおそれがあるとして決定により特定されたものである。

2 証人自身による秘匿措置の申立て(本文(1))

ところで、証人に一定の法益侵害が生ずるおそれがあるときは、証人を秘匿するこ

とができる措置の申立権を証人自身に付与する考え方もあり得る。

証人義務の存在（法第190条）や、証人尋問の申出をする当事者が証人のために任意に秘匿措置の申立てをしない場合であっても、一定の法益侵害が生ずるおそれがあるときは、証人を保護する必要性は変わらないと考えられることを踏まえ、証人自身にも秘匿措置の申立権を認める必要があるとも考えられる。他方で、相手方から証人に対する法益侵害行為のおそれがあるとすれば、証人尋問の申出をする当事者が尋問申出書の提出と同時に秘匿措置を申し立てなければ、尋問申出書中の証人が記載された部分を相手方に秘匿することはできない。また、証人に対する法益侵害行為のおそれのある当事者が証人尋問の申出をする場合には、裁判所が証人を呼び出す必要があると考えられ、尋問申出書には（その当事者が知る限りの）証人の氏名及び住所が記載されることとなる。このように、いずれの当事者が証人尋問の申出をするにせよ、証人自身に証人尋問の申出における秘匿措置の申立権を与える実益がないようにも思われる。

このほか、証人の住所を知らない当事者が当該証人について尋問の申出をするために調査嘱託の申立てをした場合において、その申立てが採用されることがあり得るとすれば、裁判所が調査嘱託回答書中の証人の住所を職権で秘匿することができる規律を設けることも検討する余地があるのではないかと考え方もあり得る。

証人自身に秘匿措置の申立権を付与することについて、証人の氏名や住所が当事者に知られる前に証人自身が秘匿措置の申立てをする余地があるかという観点を踏まえ、どのように考えるか。

3 書証の申出における秘匿措置（注）

人証以外に、期日において書証の申出として提出する文書の原本に記載された当事者の識別情報及び推知情報の秘匿措置についても議論の対象とすることが考えられる。

書証の手続は、裁判所が期日においてその面前に提出された文書を読することによって行われる。この証拠調べに当たっては、被告も認否に先立って文書の原本を読する機会がある。そして、規則上、原告が文書を提出して書証の申出をするときは、当該申出をする時まで、被告に送付するための写しを提出しなければならないものとされているが（規則第137条第1項）、これは、被告が期日に提出される文書の内容を事前に検討する機会を与えようとするものであるとされる。

このような文書の原本（及び写し）を秘匿措置の対象とすることについて、その立証趣旨との関係で採り得る証人尋問を始めとする代替的な立証手段の有無等も踏まえ、どのように考えるか。

5 不服申立て

1から4までの各秘匿措置に関する不服申立てについて、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 各秘匿措置の取消し

ア 要件の欠缺による取消し

(ア) 秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等をしようとする者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その取消しの申立てをすることができる。

(イ) この取消しは、当該取消しの申立てに係る者以外の者に対してもその効力を有する。

イ 除外事由による取消し

(ア) 秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等をしようとする当事者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、これにより自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明して、その決定の取消しの申立てをすることができる。

(イ) この取消しは、当該取消しの申立てに係る者に対してのみその効力を有する。この取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずる。

ウ 裁判所は、これらの取消しの申立てについて裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

エ 各秘匿措置の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

(2) 即時抗告

ア 秘匿措置の申立てを却下した裁判及び秘匿措置の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

イ 裁判所は、秘匿措置の取消しの申立てを却下した裁判に対する即時抗告について裁判をするときは、当該秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(説明)

1 要件の欠缺又は除外事由による取消し (本文(1)の概要)

本文(1)は、本文1から4までの秘匿措置決定がその要件を欠くときのほか、要件を満たす場合であっても、秘匿措置により自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ(除外事由)があるときには、秘匿措置の申立てに係る当事者以外の当事者の申立てにより、裁判所の決定で、秘匿措置決定を取り消すとの規律を設けることを提

案するものである。また、秘匿措置決定がその要件を欠くときは、第三者も取消しの申立てをすることができるとの規律を設けることを提案している。

この規律によれば、秘匿措置の要件の欠缺を理由とする取消しは、秘匿措置決定の申立てに係る当事者以外の全ての当事者及び第三者に及ぶこととなるのに対し、除外事由を理由とする取消しは、自己についての除外事由の存在を疎明した当事者のみに及ぶこととなる。

2 除外事由（本文(1)イ）

(1) 氏名の秘匿と識別困難性による攻撃防御上の実質的な不利益

原告の氏名を秘匿する必要があるような事案においては、一般に被告は元々原告の氏名を知らないはずであるから、当事者の記載を閲覧することができたからといって、被告にとっての原告の識別性がどの程度向上するのかについては疑義があるとの考え方や、被告にとっての原告の識別性を向上させる原告の氏名以外の他の情報を原告が開示することによって、原告の氏名の開示を免れる余地があるとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

(2) 住所の秘匿と管轄違いに関する攻撃防御上の実質的な不利益

被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所にしか管轄がない場合において、原告が被告の住所を知ることができないときは、管轄が分かる範囲で被告の住所の一部（例えば、都道府県名まで）について秘匿措置の決定が取り消され、原告に開示されることとなるとも考えられる。

これに対し、DVシェルターの数が限られているような都道府県に土地管轄がある事件や、管轄区域が細かく分かれている簡易裁判所に事物管轄がある事件においては、移送により被害者の所在地が加害者に特定されかねないとの懸念があり得る。この点について、被告の管轄の利益を保護する観点から、応訴管轄以外の何らかの立法的解決があり得るかについて、どのように考えるか。

(3) 被害者の敗訴と既判力に関する攻撃防御上の実質的な不利益

原告の氏名について秘匿措置がとられた場合において、原告が敗訴したときは、勝訴した被告が既判力の及ぶ主観的範囲を具体的に知り得るように、原告の氏名を知らせる必要があることもあるのではないかと考え方があり得る。

前訴被告が何者か（後訴原告）から後訴を提起され、後訴被告の立場で前訴判決の既判力が及ぶことを主張する場合において、後訴原告が前訴原告との同一性を争うときは、前訴原告の氏名が既判力の有無の判断に関わる余地がないではないから、既判力に係る判断が職権調査事項であることを考慮しても、既判力に係る攻撃防御権の保障の観点から前訴原告の氏名を後訴被告に知らせる必要がある可能性が全くないとはいえないようにも思われる。もっとも、後訴裁判所は、後訴原告に係る氏

名以外の識別情報に関する資料を提出させ、これを前訴の訴訟記録中の前訴原告に係る氏名以外の識別情報に関する資料と照合することや、前訴に係る訴訟記録の存する裁判所に調査の嘱託をし、前訴原告の氏名及び住所の情報との一致又は不一致の回答を得ることなどにより、後訴原告と前訴原告との同一性について攻撃防御を尽くさせることもできるとも思われる。そのため、このような手段をとることができる場合には、前訴原告の氏名を後诉被告に知らせる必要はないとも考えられるが、どのように考えるか。

(4) 当事者識別推知情報記載部分の秘匿と情報の種類を知る機会の保障

除外事由の存在を取消しの要件と位置付けているのは、相手方の攻撃又は防御への影響については、相手方の申立てや主張を待って判断するのに適した事柄であると考えられるためである。

この点に関し、調査嘱託における秘匿措置がとられた事案において、取消しの申立てをしようとする者が秘匿された情報の種類を知る機会が保障される必要があるとの考え方があり得る。秘匿措置の決定にそのような理由を付することとすれば、情報の種類を知る機会は与えられることとなると思われるが、情報の種類自体が秘匿措置の実体的要件を満たすような場合があるのかどうかという点も踏まえ、どのように考えるか。

(5) 証人の秘匿と利害関係の有無に関する攻撃防御上の実質的な不利益

証人尋問の申出における秘匿措置に関しては、加害者の攻撃防御権への配慮が必要となり得る場面の具体例として、加害者が証人の供述の証明力の判断に資するような関係者との利害関係の有無を確かめようとするときが挙げられるが、どのように考えるか。

3 第三者への取消申立権の付与

要件の欠缺による取消しの申立権を第三者にも付与することとしたのは、法第91条第1項が何人にも訴訟記録の閲覧請求権を付与していること、法第92条の閲覧等制限の規律においても第三者に要件の欠缺による取消しの申立権が付与されていること等を考慮したものである。

この点に関しては、秘匿措置の要件を欠く場合の利害関係のない第三者による訴訟記録の閲覧請求権を保障しつつ、被害者に生ずる手続的な負担が過度のものとならないよう配慮し、取消しの申立てを却下する裁判をするときは、本文5(1)ウの被害者の意見聴取の手続を必ずしも要しないものとすることがあり得るが、どのように考えるか。

6 判決書における秘匿措置

判決書における秘匿措置については、1から4までの各秘匿措置の決定の効果として、次のような規律を設けては、どうか。

(1) 裁判所は、判決書に【、法第253条第1項第5号に掲げる事項として】、次に掲げる書面に基づく記載をしてはならない。

ア 原告表示書面

イ 当事者送達場所等届出書面

ウ 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）

【エ 証人尋問申出書面】

(2) 1(1)の決定により特定される部分が氏名又は名称にわたるときは、法第253条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、判決書に原告代替呼称を記載しなければならない。

(3) 1(1)の決定があったときは、判決書に法第253条第1項第5号に掲げる事項のうち当該決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。【P】

(説明)

1 判決書における必要的記載事項の秘匿（本文の概要）

本文は、法第253条第1項の義務にかかわらず、秘匿措置の決定により特定された部分が判決書に記載されれば、性犯罪の加害者である被告に自己の氏名が知られること自体で当事者又は法定代理人に著しいプライバシー侵害が生じ、又は身体等への侵害行為がされるおそれがあると考えられるため、これを禁ずる規律を設けることを提案するものである。

本文の規律によれば、例えば、原告の氏名が秘匿の対象となった場合には、判決書には、同項第5号に掲げる事項として原告代替呼称を記載しなければならないこととなる。

2 秘匿措置の範囲（本文(1)）

判決書には、当事者及び法定代理人（法第253条第1項第5号）を判決書に記載しなければならないほか、主文（同項第1号）、事実（同項第2号）又は理由（同項第3号）等を記載しなければならない。

主文とは、原告の請求についての結論的な判断であり、事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならないとされ（同条第2項）、理由は、請求の当否を導き出すのに必要な限度で判断に至る経過を示すものでなければならないとされている。そして、判決に理由を付せ

ず、又は理由に食違いがあることは、絶対的上告理由とされている（法第312条第2項第6号）。そのため、これらの記載の一部が当事者に秘匿されるとすれば、当事者が判決の内容を吟味する機会を奪うことになり、許されないものと考えられる。

そこで、法が判決書の理由中に一定の事項を記載してはならないと命ずることはできないのではないかと考え方があり得るのに対し、同じ判決書の中でも場所によって書いてよい場所と書いてはいけない場所があるというのはおかしいのではないかと考え方もあり得る。また、いずれにせよ、秘匿措置決定により特定された情報を判決書に記載するのであれば、それは秘匿措置決定を職権で取り消すことに等しいため、取消しの申立てがあった場合の同様の手続きと同様に、秘匿措置の申立てに係る当事者の意見を聴く手続きに関する規律を設けるものとする考え方もあり得る。そこで、この点に係る部分（本文(1)）をブラケットで囲んでいる。

調査嘱託における秘匿措置決定により特定された当事者の識別情報及び推知情報は、証拠とすることができない。そのため、この問題は、とりわけ、訴状における秘匿措置の対象となる事項の範囲に法第133条第2項第1号に掲げる事項を識別させることとなる情報及び当該情報を推知することができる情報を含めることとした場合に生ずるものと考えられるが、どのように考えるか。

第2 訴訟記録の閲覧等

1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等

(1) 訴訟記録の閲覧

何人も、裁判所書記官に対し、裁判所においてする訴訟記録（訴訟記録の電子化後のものに限る。以下第2の1から3までにおいて同じ。）の閲覧を請求することができるものとし、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、裁判所においてする訴訟記録の閲覧を請求することができるものとする。どうか。

(2) 訴訟記録の複製等

当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、裁判所においてする訴訟記録の複製、その内容を証明した書面の交付又は訴訟に関する事項の証明に係る書面の交付を請求することができるものとする。どうか。

(3) 裁判所に設置された端末による閲覧等を行うことができない場合

(1)による訴訟記録の閲覧の請求及び(2)による訴訟記録の複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。どうか。

(注1) 本文(1)による訴訟記録の閲覧の請求を受けた裁判所書記官は、最高裁判所規則で

定めるところにより、当該請求に係る訴訟記録の内容を裁判所に設置された端末に表示することを許すことに代えて、その内容を出力した書面によりすることを許すことができるものとし、本文(2)による訴訟記録の複製の請求を受けた裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該請求に係る訴訟記録の内容を記録媒体に記録することを許すことに代えて、その内容を書面に出力してすることを許すことができるものとするについて、どのように考えるか。

(注2) 本文(2)の各書面の電子化について、どのように考えるか。

○中間試案第12

1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等

(1) 訴訟記録の閲覧

何人も、裁判所書記官に対し、裁判所においてする訴訟記録（第1の3の電子化後のものに限る。以下第12の1から3までにおいて同じ。）の閲覧を請求することができるものとする。公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、裁判所においてする訴訟記録の閲覧の請求をすることができるものとする。

(2) 訴訟記録の複製等

当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、裁判所においてする訴訟記録の複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができるものとする。

(3) 裁判所に設置された端末による閲覧等をするできない場合

(1)による訴訟記録の閲覧の請求及び(2)による訴訟記録の複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。

(注1) 訴訟記録の複製の具体的な方法として、記録媒体に記録する方法によることその他どのような方法があるかについて、引き続き検討するものとする。また、訴訟記録を出力した書面を裁判所において入手することができるようにする考え方があ

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会では、これまで、法第91条第3項及び第4項の訴訟記録の謄写及び複製の請求に相当するものとして、電子化後の訴訟記録の複製に関する規律を設けることを前提に、訴訟記録に係る電子データを記録媒体にコピーすることを許すことに加えて、現行法における訴訟記録の謄写のように、電子化後の訴訟記録の内容を出力した書面を裁判所において入手することができるようにすべきであるとの意見が出された。

意見募集では、情報の拡散によるプライバシーや営業秘密の侵害を防止する方策を講ずるべきであるとの意見、改変防止の措置を講じたり、正当に複製された電子データであることを確認することができるような措置を講じたりすべきであるとの意見があった。このほか、インターネットや電子機器の利用に不慣れな当事者や第三者にも訴訟記録の閲覧等の機会は保障されなければならない、自ら電子データの内容を書面に出力することが困難な者もいるため、訴訟記録の内容を出力した書面を裁判所において入手することができるようにすべきであるとの意見があった一方で、訴訟記録の複製は、原則として記録媒体への記録によるべきであり、書面に出力する方法によることができるのは、通知アドレスの届出を行っていない者について、やむを得ない事情がある場合に限り、その者の負担において自ら出力することによって行うべきであるとの意見もあった。

2 検討

- (1) 部会のこれまでの議論や意見募集の結果を踏まえると、裁判所における訴訟記録の閲覧等に関する規律の基本的な内容については、中間試案において提案された内容を基礎として検討を進めていくことが相当であると思われる。
- (2) そして、裁判所における訴訟記録の複製の具体的な方法は、技術の進展に合わせて見直しをする必要があると考えられることから、その詳細については、最高裁判所規則に委ねることが考えられる。他方で、改変防止の措置が講じられた電子データの入手や正当に複製された電子データであることの確認をすることができるような電子データの入手の可否については、訴訟記録の複製に関わる問題というよりは、むしろ、訴訟記録の内容を証明した書面（中間試案においてはひとまず紙媒体を念頭に置いた現行法の表現に据え置かれている訴訟記録の正本及び謄抄本）や訴訟に関する事項の証明書の電子化をどのように実現するかの問題であると整理することができると思われる。

この点については、債務名義に表示された権利等の実現に関する各種手続の電子化との接合における必要性の程度にも関わるため、第3の1の判決の項において論ずることとする。

- (3) 一方で、訴訟記録の内容を出力した書面を裁判所において入手することができるような規律を存置するかどうかという点については、IT化によるユーザーの利便性の向上と裁判所の事務負担の軽減を両立させるべく、裁判所書記官が電子化後の訴訟記録の内容を出力した書面を裁判所において閲覧させ、又は書面に出力することを許すことができるようにする規律を設けることを提案している。

現行法上の訴訟記録の閲覧又は謄写は、紙媒体の訴訟記録を裁判所において閲覧し、又はコピーすることを許す方法により実施されているため、誰もが裁判所に赴

き、その紙媒体を閲覧することが可能であり、当事者及び利害関係を疎明した第三者が裁判所において訴訟記録を謄写して紙媒体のコピーを入手することが可能である。訴訟記録の電子化後も、何人にも訴訟記録の閲覧の機会があり、利害関係を疎明すれば訴訟記録の複製が可能であるというためには、少なくとも裁判所において訴訟記録の閲覧及び複製をすることを可能とする措置を講ずる必要があると考えられる。そして、裁判所に訴訟記録の内容を閲覧することができる端末を配置し、裁判所に赴いた者がこれを利用することができるものとした場合には、裁判所に赴くことにより訴訟記録の閲覧及び複製をすることは可能であると思われる。もっとも、訴訟記録の内容をプリントアウトした書面を裁判所の庁舎内で入手することができるようにするニーズもあり得ると考えられるほか、例えば、ある裁判所に設置された閲覧用端末が一時的に故障のため使用することができないなど、当該裁判所が記録の存する裁判所である場合における当該記録について紙媒体での閲覧をすることを許さざるを得ないような事態が生ずる場合も想定しておかなければならないようにも思われる。

そこで、原則として、訴訟記録の内容を裁判所に設置された端末に表示させたり記録媒体に記録させたりしてすることとしつつ、様々な事情に柔軟に対応することができるように、これらに代えて紙媒体の方法によることを裁判所書記官が許すことができるとの規律を設けることについて、どのように考えるか。

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製

(1) 当事者による閲覧等

当事者による閲覧等については、次の規律を設けるものとするかどうか。

ア 当事者は、事件の係属中、いつでも、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いて、裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製をすることができる。

イ 当事者は、訴訟の完結した後は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製を請求することができる。

(2) 利害関係を疎明した第三者による閲覧等

利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製を請求することができるものとするかどうか。

(3) 利害関係のない第三者による閲覧

利害関係のない第三者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用い

とする裁判所外における判決書（当事者の氏名、住所その他の人を識別させることとなる情報が記載された部分を除く。）の閲覧を請求することができるものとする。このことについて、どのように考えるか。

(4) 裁判所外の端末による閲覧等を行うことができない場合

(1)による訴訟記録の閲覧及び複製、(2)による訴訟記録の閲覧及び複製の請求並びに(3)による訴訟記録の閲覧の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の職務に支障があるときは、行うことができないものとする。どうか。

(注) 訴訟記録を本文(3)による閲覧に供する時期を、その訴訟記録の内容が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、当事者が電子情報処理組織を用いてその電子書類の閲覧又は複製を行うことができる状態に置かれた日から【○日】を経過した日とする規律を設けることについて、どのように考えるか（ただし、判決書以外の訴訟記録を本文(3)による閲覧の請求の対象とする規律を設ける場合における当該訴訟記録に限る。）。

○中間試案第12

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製

(1) 当事者による閲覧等

当事者は、いつでも、電子情報処理組織を用いて、裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製を行うことができるものとする。

(2) 利害関係を疎明した第三者による閲覧等

利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いて裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製を請求することができるものとする。

(3) 利害関係のない第三者による閲覧

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いて裁判所外における訴訟記録の閲覧に関する規律については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

当事者及び利害関係を疎明した第三者以外の者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いて裁判所外における訴訟記録（次に掲げるものに限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、この限りでない。

ア 訴状及び答弁書その他の準備書面

イ 口頭弁論の期日の調書その他の調書（調書中の証人、当事者本人及び鑑定人の陳述、検証の結果並びに和解が記載された部分を除く。）

ウ 判決書その他の裁判書

【乙案】

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧を認めない。

(4) 裁判所外の端末による閲覧等を行うことができない場合

(1)による訴訟記録の閲覧及び複製、(2)による訴訟記録の閲覧及び複製の請求並びに(3)による訴訟記録の閲覧の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、行うことができないものとする。訴訟の完結した日から一定の期間が経過したときも、同様とするものとする。

(注) 第1の本文3の電子化後の訴訟記録の保存期間に関する規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

○部会資料16

第6 訴訟記録が第三者の閲覧等に供される時期

訴訟記録が第三者の閲覧等に供される時期を、訴訟記録が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、当事者が電子情報処理組織を用いてその電子書類の閲覧及び複製を行うことができる状態に置かれた日から一定期間が経過した時(例えば、【その日から〇日を経過した時】【その日の後に開かれる最初の期日が終了した時】)とするものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 当事者及び利害関係を疎明した第三者による閲覧等

部会のこれまでの議論や意見募集の結果では、裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧等に関する規律については、後述する利害関係のない第三者による閲覧に関する部分を除き、賛成の意見が多く見られた。このことを踏まえると、その基本的な内容については、中間試案で提案された内容を基礎として検討を進めていくことが相当であると思われる。

ところで、手続迫行上の見地から、当事者による訴訟記録の閲覧等についての便宜をできる限り尊重することが望ましいと考えられるのは、当該訴訟記録に関する事件の係属中であると考えられる。費用法別表二の1項が事件係属中に当事者等が請求する訴訟記録の閲覧、謄写又は複製について手数料を要しないものとしているのも、訴訟記録が原則として裁判所及び当事者等の手続迫行上の共通資料として作成されるものであるからである。そこで、当事者が裁判所外の端末を用いて裁判所書記官に対する請求によらずいつでも訴訟記録の閲覧等を行うことができる時期を事件係属中とし、訴訟の完結後は、利害関係のある第三者と同様に、裁判所書記官に対して請求することにより訴訟記録の閲覧等を行うことができるものとするもので、どうか。

また、これに併せて、裁判所外端末を用いて訴訟記録の閲覧等を行うことができる

期間については、訴訟の完結した日から一定の期間が経過するまでとはせず、裁判所に設置された端末を用いて閲覧等を行うことができる期間との差を設けないものとするかどうか。

2 利害関係のない第三者による閲覧

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会では、裁判手続の透明性を高めて裁判の公開を一層実質化する点に重きを置きつつ、当事者のプライバシーにも十分配慮すべきであるとの考えに基づき、利害関係のない第三者が裁判所外の端末を利用して訴訟記録の閲覧をすることを認める規律を設けることの当否について議論がされ、賛否それぞれの意見が出された。

これを認める必要性及びその対象とすべき訴訟記録の範囲に関するものとして、法第92条の事由を拡大した上で、裁判所の内外で同一の範囲の訴訟記録の閲覧をすることができるようにしてはどうかとの意見、相手方の過去の訴訟戦略等を分析するため、判決書以外の一定のものについても認めてはどうかとの意見が出された。

他方で、これを認めることの弊害及びこの弊害への対処に関するものとして、法第92条の事由が拡大されない限り反対する企業が多いと思われるとの意見、個人情報匿名加工を訴訟の進行中に行わなければならないとすれば、当事者の負担が大きいの意見等が出された。

また、意見募集では、賛否が大きく分かれた。当事者のプライバシー等を保護する観点から乙案を支持する意見が比較的多かったものの、その一方で、訴訟記録を電子化することによる最大のメリットの一つであるとして甲案を支持する意見や、訴訟記録の範囲を更に一部に限定したり、匿名加工したりすることを条件として甲案に賛成する意見もあった。

(2) 検討

参考資料8及び11によれば、我が国以外の先進国においても、判決書その他の裁判書を匿名の状態インターネット上で閲覧可能な状態に置いている国が相応にあることが窺われる。そして、このような国際的なすう勢に加え、部会のこれまでの議論や意見募集の結果を踏まえると、利害関係のない第三者による裁判所外端末閲覧に関する規律については、中間試案の甲案に掲げられた訴訟記録のうち特に公開の要請が強いと考えられる判決書について、当事者のプライバシーに関する情報の保護を図ることが可能かどうかという観点から検討をすることが必要となると思われる。

判決書に記載され得るプライバシーに関する情報のうち、既存の法第92条の第三者閲覧等制限の制度によっては直ちに保護されないと考えられる情報としては、当事者及び法定代理人（第253条第1項第5号に掲げる事項）の記載や、当事者

の氏名及び住所以外の情報であって当事者を識別させることとなるもの（例えば、当事者の電話番号や親族の氏名）などが考えられる。このように、甲案の対象となる訴訟記録を判決書に限定したとしても、当事者のプライバシーに関する情報は広く存在することが想定されるところであり、これらについて、逐一匿名化を図ることは容易ではないように思われる。そこで、判決書中の当事者の氏名及び住所については、当事者の表示を別紙とするなどの運用上の工夫により、比較的容易に匿名化することができることを踏まえつつ、当事者の表示として記載された氏名及び住所以外の情報であって当事者を識別させることとなるものを閲覧の対象から除外する場合には、当事者が第三者の閲覧に供することに適しない情報の記載箇所を具体的に特定して申し立て、裁判所の決定により、当該情報が非公開とされるような規律を設けることも考えられる。もっとも、このような仕組みにする場合には、判決を受け取った当事者が上訴の要否の検討に加えて非公開とすべき範囲を検討しなければならない、実務上煩さにすぎるとの批判は免れないように思われる。

以上を踏まえ、利害関係のない第三者による裁判所外端末閲覧について、どのように考えるか。

(3) 訴訟記録が第三者の閲覧等に供される時期

ア 第12回会議での議論

意見募集を経て開催された第12回会議では、部会資料16において法第92条第1項の申立ての機会を実質的に保障する観点から提案された規律について、日数を基準とする考え方に賛成する意見が出されたが、次回期日を基準とする考え方に賛成する意見は見られなかった。また、主張書面については陳述された期日が終了した時、書証の申出に係る文書については取調べがされた期日が終了した時とすべきであるとの意見も出されたが、これに対しては、従来の訴訟記録についての考え方を踏まえた理論的な整理が必要であるとの意見が出された。このほか、期日の調書のように当事者への送達も送付も予定されていないものについては、裁判所のシステムにアップロードされ、当事者がアクセス可能な状態になったことを、当事者（通知アドレスの届出をした者であるかどうかを問わない。）に通知しなければならないとの規律を設けることが考えられるとの意見も出された。

イ 検討

以上の議論等を踏まえると、訴訟記録が第三者の閲覧等に供される時期に関する規律の基本的な内容については、部会資料16において提案された内容のうち日数基準を基礎として検討を進めていくことが相当であると思われる。その際には、第三者に生ずる法律上又は事実上の影響がどのようなものかという観点から、閲覧等をしようとする第三者の利害関係の有無も踏まえつつ、検討する必要がある。

る。

現行法には、訴訟記録が第三者の閲覧等に供される時期を一律に制限する規律はない。そのため、現行法は、法第92条第1項の申立て又は決定がある場合を除き、利害関係を疎明した第三者に当事者と同一の時期に同一の範囲の訴訟記録の閲覧等を請求する権利を付与しているものといえることができる。これに対し、訴訟記録の電子化後に、利害関係を疎明した第三者による訴訟記録の閲覧等について、裁判所の内外を問わず一律に（又は裁判所外からの閲覧等に限ったとしても）、その請求が可能となる時期を遅らせる規律を設けるものとするれば、法第92条第1項の申立てが想定されないような事案においても、利害関係のある第三者は、常にその期間中は、訴訟記録の閲覧等を行うことができないとの不利益を甘受しなければならないこととなる。このことは、後記本文5のとおり、訴訟記録の閲覧等と補助参加の申出との調整に関する規律を設けるものとする場合には、より顕著となるものであって、補助参加の許否が確定していない者の訴訟追行に与える事実上の影響が相当程度大きなものとなり得るとも考えられる。

また、利害関係のない第三者による閲覧に関しても、例えば、ある口頭弁論の期日の傍聴をしようとする第三者は、期日の直前に提出された準備書面であっても、裁判所に赴けば事前にその内容を閲覧した上で期日を傍聴することができるが、利害関係のない第三者による訴訟記録の閲覧について、裁判所の内外を問わず一律に、その請求が可能となる時期を一定期間遅らせる規律を設けるものとするれば、今後は、仮に裁判所に赴いたとしても、事前にその内容を閲覧した上で期日を傍聴することはできないこととなると考えられる。

法第92条第2項が閲覧等制限の申立てに暫定効を付与している趣旨からすれば、当事者が自己の営業秘密やプライバシーが含まれるおそれがあると考えていることを所定の方式により裁判所に表明した場合には、第三者による訴訟記録の閲覧等のもつ価値を上回る保護の必要性が生ずるとの利益衡量がされているといえる。このような現行法の規律に加えて、訴訟記録の閲覧等をしようとする者の利害関係の有無や、閲覧等の方法（裁判所の内外）を問わず、日数基準で一律に、閲覧等が可能となる時期を遅らせることとするかどうかに関しては、閲覧等制限の申立ての機会を付与するという理由でそれが正当化されるのかどうかという観点から、なお慎重に検討する必要があるとも思われる。そして、この点を検討するに当たっては、例えば、ある主張書面や証拠が提出者以外の者の閲覧可能な領域にアップロードされれば通知アドレスの届出をした当事者には通知が発出される規律が設けられることや、期日の調書にどのような記載がされるかについて、事前にある程度の見通しが立つと考えられること、実務上、ある書面の全部について閲覧等制限の申立てをして、とりあえず閲覧等制限の暫定効を生じさせると

いう方法が許容されていること等に照らせば、みなし閲覧の効力が発生するような期間を待たずとも閲覧等制限の申立てをする機会があるのではないかとの指摘があり得る。そうすると、訴訟記録が第三者の閲覧等に供される時期を遅らせる規律の適用範囲については、(注)記載のとおり、利害関係のない第三者による裁判所外端末閲覧に限り、言渡し期日があらかじめ判明している判決書を除外して適用することが相当であるとも考えられる。

以上を踏まえ、訴訟記録が第三者の閲覧等に供される時期に関する規律の内容及び適用範囲について、どのように考えるか。

3 インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求

(1) 閲覧等のインターネット請求

電子情報処理組織を用いてする1による訴訟記録の閲覧、複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付の請求及び2による訴訟記録の閲覧又は複製の請求は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該請求の内容を記録する方法によりするものとする。どうか。

(2) インターネット請求時の本人確認の措置

電子情報処理組織を用いて1による訴訟記録の閲覧、複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付の請求及び2による訴訟記録の閲覧又は複製の請求をするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとする。どうか。

○中間試案第12

3 インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求

電子情報処理組織を用いてする1による訴訟記録の閲覧、複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付の請求及び2による訴訟記録の閲覧又は複製の請求は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該請求を記録する方法によりするものとする。

(注) インターネットを用いて訴訟記録の閲覧等の請求をする者の本人確認に関する規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

4 閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務

法第92条第1項の決定があったときは、当事者等又は補佐人は、その訴訟

において取得した同項の秘密を、正当な理由なく、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は当事者等及び補佐人以外の者に開示してはならないものとする。どうか。

(注) 法第92条第1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならないものとする。どうか。

○中間試案第12

4 閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務

法第92条第1項の決定があったときは、当事者等又は補佐人は、その訴訟において取得した同項の秘密を、正当な理由なく、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は当事者等及び補佐人以外の者に開示してはならないものとする。

(注1) 本文の規律に加えて、法第92条第1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならないものとする考え方がある。

(注2) 略

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会では、法第92条第1項の決定があったときに、その訴訟において取得された同項の秘密を正当な理由なく利用し、又は開示する行為は、民事訴訟手続の円滑な進行を妨げるものとして、これを禁止する明文の規律を設けるものとする考えが示され、これに賛成する意見が多く見られた。また、この公法上の義務の違反について制裁規定を設けない場合になお、法第92条第1項の申立てをした者以外の当事者、法定代理人、訴訟代理人及び補佐人に対し、同項の決定に対する不服を申し立てることができるという規律を設ける必要があるかどうかについても議論がされ、この点については意見が分かれた。

意見募集では、プライバシー等の保護の観点から賛成する意見が多数であったが、「当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用」することにつき一律に正当な理由を要求するのは狭いのではないかと、広い意味での同一の紛争につき、関連会社等との間で複数の事件が係属する場合や、消費者事件において勧誘時の違法性や書面の違法性を立証する場合における利用に制限がかかるのではないかと意見があった。また、閲覧等制限決定があった場合において、当該決定により特定された秘密記載部分が法第92条第1項各号の事由に該当することを争う当事者に不服申立権を認めるなど、

秘密保持義務を負う当事者の手続保障を図るべきであるとの意見もみられた。

2 検討

部会のこれまでの議論や意見募集の結果を踏まえると、閲覧等制限決定の当事者に対する効果に関する規律の基本的な内容については、中間試案において提案された内容を基礎としつつ、不服申立てに関する規律を設けることの可否等について、慎重に検討を進めることが相当であると思われる（なお、（注）に記載された規律を設けるものとする考え方については、賛成する意見が全てであったことを踏まえ、そのような規律を規則に設けることが相当であると考えられる。）。

ところで、訴訟記録中に記載され、又は記録されたプライバシー又は営業秘密それ自体の秘密性が保護法益として観念される場合には、当該部分の閲覧等をした者は、知り得た秘密を保持し、訴訟追行以外の目的に無断で使用してはならないという私法上の義務を負い、この義務に違反した場合には、民法第709条の不法行為が成立することになると考えられる。本文は、そのことを前提に、法第92条第1項の決定があったことを要件として、当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人は、その訴訟において訴状及び準備書面の閲読や証拠の取調べ等により取得した同項の秘密を、正当な理由なく、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は当事者、法定代理人、訴訟代理人及び補佐人以外の者に開示してはならないという公法上の義務を負うことを確認する規律を設けることを提案するものである。この公法上の義務違反により直ちに私法上の不法行為が成立するものではなく、不法行為の成否については、その審理をする裁判所において、改めて、利用又は開示の対象となった情報が私法上保護されるものであるかどうかや、利用行為又は開示行為がそのような法益を違法に侵害するものであるかが審理されることになると考えられるため、当事者等又は補佐人には、法第92条第1項の決定について不服を申し立てる法律上の利益がないとも思われる。

もし、不服申立てに関する規律を設けるべきなのであれば、法第92条第1項の決定に伴う公法上の義務を確認的に規定するのではなく、同項の決定とは別途、直接に、裁判所は、一定の要件（法第92条第1項各号と少なくとも同一又は同号より厳しい要件）を満たす場合に、当事者の申立てにより、決定で、当事者等又は補佐人に対し、その訴訟において取得した同項の秘密を、正当な理由なく、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は当事者等及び補佐人以外の者に開示してはならないことを命ずることができるというような規律を新たに設けるのが相当であるとも思われるが、そのような新たな命令の制度を設けることについては、民事訴訟一般における規律の必要性の有無や他の法令との整合性が問われることとなると考えられる。

以上の点を踏まえ、本文の規律を設けるに当たり、不服申立てに関する規律を設け

ないこととしては、どうか。

5 訴訟記録の閲覧等と補助参加の申出との調整

訴訟記録の閲覧等における当事者には、補助参加の申出をした者のうち次に掲げるものを含まないものとするについて、どのように考えるか。

- (1) 当事者がその補助参加について異議を述べることができるもの
- (2) 当事者がその補助参加について異議を述べた場合においてその補助参加を許す旨の裁判が確定していないもの

○部会資料16

第5 訴訟記録の閲覧等と補助参加の申出との調整

訴訟記録の閲覧等における当事者には、補助参加の申出をした者のうち補助参加の許否が確定していないものを含まないものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 第12回会議での議論

意見募集を経て開催された第12回会議では、部会資料16において提案された規律について、賛成する意見が多く見られた。

もっとも、裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧等についてのみならず、裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等についてまで規律を及ぼすこととする場合には、補助参加の申出と共に訴訟行為をすることができることを定める法第43条第2項の規定が補助参加の申出をした者のうち補助参加の許否が確定していないものに訴訟記録の閲覧等請求権を保障しているのかどうかという点について共通理解を持つ必要があるとの指摘があった。この点に関しては、当該訴訟行為の効力は、補助参加を許さない裁判が確定した場合には遡及的に失われるのが原則であり、当事者が援用したときに限りその効力を有するものとされていること(法第45条第5項)や、訴訟行為というものは、補助参加人の地位が確定しない間必ずしも十分に行えなくとも、事後的にこれを補うことが可能な性質のものであることについての指摘があった。

また、規律を設けることの根拠を訴訟記録の閲覧等の濫用のおそれに基づくのであれば、当事者参加ではなく補助参加だけを規律の対象とする理由についても共通認識を持つ必要があるとの指摘があった。

なお、訴訟告知を受けて補助参加の申出をした者には規律が及ばないものとするべきかという点に関しては、そのような者であっても補助参加の利益があるとは限らないため、直ちに通常の補助参加の申出をした者と別異に扱うのは相当でないとの意見が

出された。

2 検討

(1) 補助参加の申出をした者について、法第43条第2項が補助参加の申出とともに補助参加人としてすることができる訴訟行為をすることを認め、法第45条第3項が補助参加について異議があった場合においても補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は訴訟行為をすることを認めたのは、参加の申出から参加の許否の裁判が確定するまでには相応の時間を要するが、そのことを理由に本案訴訟の進行を停止することは相当でなく、殊に、被参加人が積極的に攻撃防御方法を提出しない場合に、暫定的に訴訟行為を認めることにより参加人の権利を保護する必要があるためであるとされる。そのため、補助参加の申出をした者にも、準備書面や判決書、期日の呼出状等の送達又は送付を必ずしなければならない。他方で、本文に掲げる者は、訴訟記録の閲覧等の規律における「当事者」に含まれないものとしても、補助参加の利益があるのであれば、その利益を疎明して当事者と同じ時期に同じ範囲の訴訟記録の閲覧等を請求することができる（なお、訴訟記録の閲覧については、利害関係を疎明することなく請求することができる。）ことから、暫定的に訴訟行為を行うことについて、直ちに支障が生ずるものとは考え難い。

そのため、検討されるべき問題は、主に、訴訟記録について法第92条第1項の申立て又は決定があり、自己の補助参加の利益を疎明しても秘密記載部分の閲覧等を請求することができないような場面が生ずることをどのように考えるかということであると思われる。本文に掲げる者に保障されている訴訟追行権は、あくまで暫定的なものであり、補助参加を許さない旨の裁判が確定した場合には原則として失効するものであり、秘密記載部分がそのような訴訟追行権の行使に資するために補助参加の許否が確定しない者にまで開示されれば、事後的に開示されなかった状態に戻すことは不可能であり、重大な秘密等の開示により当事者に顕著な影響が生ずることを防ぐという閲覧等制限の決定の趣旨が没却され得る。このことを重視すれば、本文に掲げる者が法第92条第1項の決定に係る秘密記載部分（及び同項の申立てに係る秘密記載部分）を一時的に閲覧することができないまま訴訟追行をせざるを得ないとしても、必ずしも不合理ではないとも考えられる。そして、補助参加人が参加した時の訴訟の程度（進行状態）に従い訴訟行為をすることができなかつた場合には、補助参加人に対して裁判の効力が及ばないものとされていること（法第46条第1号）に照らせば、仮に閲覧等制限の決定がされ補助参加の許否が確定しない間は訴訟記録の閲覧等をすることができない部分があったことに起因して訴訟行為をすることができなかつた場合には、補助参加人に対して判決の効力は及ばず、後日被参加人・参加人間の訴訟が係属したときに、補助参加人が裁判所の事実

認定について、前訴のものと別異になり得ることを主張することを妨げられないものとも考えられる。このように考えると、本文に掲げる者については、当事者と同等の訴訟記録の閲覧等請求権が必ずしも保障されるものではないと整理することが可能であると思われる。

- (2) 独立当事者参加（法第47条第1項）及び共同訴訟参加（法第52条第1項）の申出をした者は、補助参加とは異なり、当事者を補助するために参加するのではなく、自ら訴えを提起するなどして当事者となるものである。従前の訴訟の当事者は、参加につき異議を述べることはできないし、裁判所も参加の許否につき決定で裁判することはできず、参加要件が欠ける場合には、判決で参加申出を却下するなどしなければならない。このように、これらの当事者参加の申出をした者に対する訴訟記録の閲覧等請求権の制約は、裁判を受ける権利そのものに関わると考えられ、仮にその濫用のおそれが具体的に想定され得るとしても、これを阻止するための方策の内容及びその当否については、極めて慎重に検討されなければならないものと思われる。

なお、共同訴訟的補助参加、すなわち、当事者適格を有しないが既判力が拡張される立場にある第三者（法第115条第2項）による補助参加については、解釈上認められるものにすぎず（ただし、人事訴訟法第15条第3項及び第4項においては、利害関係人がする補助参加について、法第45条の適用が排除され、法第40条が準用されており、この場面に限って共同訴訟的補助参加の規律が設けられたものと理解されている。）、その地位自体、なお解釈に委ねられている。仮に、本文の規律を設けることとする場合には、共同訴訟的補助参加人の地位に鑑みると、本文の規律の適用に当たっては、当事者に準ずる者とすべきとも考えられるが、今後の解釈に委ねることが相当であると思われる。

- (3) 以上を踏まえ、本文の規律を設けることについて、どのように考えるか。

6 和解に関する訴訟記録のうち第三者の閲覧等に応されるものの範囲

和解を記載した調書については、当事者【及び利害関係を疎明した第三者】に限り、閲覧等の請求をすることができるものとする事について、どのように考えるか。

(注) 本文の規律のほか、和解を記載した調書以外の和解に関する訴訟記録（例えば、法第264条の和解条項案を記載した書面）についても同様の規律を設けるものとする事について、どのように考えるか。

第7 和解に関する訴訟記録のうち第三者の閲覧等に供されるものの範囲

和解に関する訴訟記録のうち第三者の閲覧等に供されるものの範囲について、どのように考えるか。

(説明)

1 第12回会議での議論

意見募集を経て開催された第12回会議では、部会資料16において提案された論点に関し、和解調書を第三者の閲覧等に供しないものとする規律を設けることについては賛成する意見が比較的多く見られたが、その要件及び範囲については様々な意見が出された。

具体的には、口外禁止条項が付されたものを対象とする必要性が高いとの意見があったのに対し、口外禁止条項は方式も趣旨も画一的でないことから規律の及ぶ範囲に疑義が生ずるとの指摘があり、むしろ和解条項中に第三者による閲覧等に供しない旨の条項が入っているかどうかで決するのが改正の目的を達するための手段としてより合理的であるとの意見もあった。また、国民の税金で運営されている訴訟手続を利用して紛争解決を進めるものであるとの観点から、当事者双方の申立てを要件とすべきであるとの意見もあったが、規律の適用の有無を裁判所の決定にかからしめることについては、消極の意見がみられた。このほか、和解調書以外にも、例えば和解の期日の調書を規律の対象範囲に含めることもあり得るとの意見や、和解概念との関係では、受諾和解の手続において裁判所等が提示する和解条項案（法第264条）や裁定和解の手続において裁判所等が定める和解条項（法第265条第1項）等も存在するのであり、規律の対象範囲を明確化する必要があるとの指摘があった。

その一方で、和解の経過や結果を正確に把握することができることにより、他の類似の消費者問題が解決される場合があるので、和解調書を一律に閲覧することができないようにすることには反対であるとの意見も出された。これに対しては、事案の概要の公開、事業者名の公表といった様々な形での情報共有の仕組みがあり得るため、訴訟記録の閲覧という形を残すことが唯一の解決ではないとの意見や、消費者事件について法律上例外の扱いをすることが本当に当該事件の紛争解決を促進することになるのか疑問があるとの意見が出された。

2 検討

(1) 和解調書のうち口外禁止条項が付されたもののみを対象とする考え方については、実務上、口外禁止条項の定め方や内容自体に様々なものがあるため、これをそのまま要件とすることは困難である。当事者間で他への開示を禁止するという実体法上の効果が生ずる合意があることと、第三者による訴訟記録の閲覧等に供しないとい

う訴訟法上の効果とを直接連動させること以外にも、制度の目的に沿ったよりふさわしい規律があり得ると考えられる。

例えば、和解調書のうち第三者による訴訟記録の閲覧等に供するかどうかについての当事者双方の意思が和解調書に記載されている場合には、口外禁止条項の定め方や内容、効果とは直接関係がなく、和解調書上の記載が第三者に閲覧されないことへの合理的な期待を保護するという制度の目的にも沿うものであると考えられる。類型としては、当事者の一方又は双方が第三者による閲覧等に供しない意思を示したことが和解調書に記載された場合に効力を生ずるオプトアウト型の要件とする考え方と、当事者の一方又は双方が第三者による閲覧等に供する意思を示したことが和解調書に記載された場合に効力を生ずるオプトイン型の要件とする考え方があり得ると思われる。

もっとも、和解の合意又は和解の手続というものの性質に依拠するのではなく、訴訟記録が第三者による閲覧等に供されるかどうかについての当事者の意思を直接の要件とすることについては、個々の訴訟記録が第三者の閲覧等に供されるかどうかについて当事者に自由な処分権を与えることとなる側面があると考えられ、裁判の公開の趣旨をより徹底するために全ての人に記録の閲覧の請求権を認めたという現行法の考え方と整合するかどうかについて、なお検討する必要があるとも思われる。

以上のほか、利害関係を疎明した第三者の閲覧等請求権を制約する場合には、その者がその訴訟事件又は訴訟記録中の文書の記載に関して有する法律上の利害関係にも配慮する必要があると考えられ、当事者が和解調書上の記載が第三者に閲覧されないことへの合理的な期待を保護するという理由のみで、法第91条第2項（及び法第92条第1項）の考え方と整合するといえるのかについても、検討が必要となると思われる。

- (2) 和解調書以外の和解に関する訴訟記録の例としては、受諾和解における和解条項案が挙げられる。

受諾和解の手続において提示された和解調書と同一内容の和解条項案が第三者による閲覧等に供されるとすれば、和解調書の閲覧等についての合理的な期待を保護しようとする趣旨が損われるため、少なくとも法第264条により当事者間に和解が調ったものとみされる場合には、和解調書のみならず当該和解に係る和解条項案も第三者の閲覧等に供しないこととする必要があると考えられる（技術的には、法第264条の和解条項案については、その諾否が明らかになるまでの間、暫定的に第三者による閲覧等に供されないものとし、和解が調ったものとみなされる場合以外のケースでは、その暫定効が消滅するものとするのが考えられる。）。

以上のことは、法第264条の和解条項案以外の和解条項案を記載した書面につ

いても基本的に妥当するようにも思われるが、受諾和解の手続以外では、どの範囲のものが和解調書に対応した和解条項案といえるかという評価が入り込むことになり、規律の適用範囲を一定させることは容易ではないように思われる。

(3) 以上を踏まえ、本文及び注の規律を設けることについて、どのように考えるか。

第3 訴訟の終了

1 判決

(1) 電子判決書の作成及び判決の言渡し

電子判決書の作成及び判決の言渡しについて、次のような規律を設けるものとするので、どうか。

ア 判決は、電磁的記録により作成する。

イ アで作成された電磁的記録（以下本項において「電子判決書」という。）に記録された情報については、作成主体を明示し、改変が行われていないことを確認することができる措置をしなければならない。

ウ 判決の言渡しは、電子判決書に基づいてする。

(2) 電子判決書の送達

電子判決書を当事者に送達しなければならないことを前提として、電子判決書の送達について、次のような規律を設けるものとするので、どうか。

ア 電子判決書の送達は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電子判決書の内容を書面に出力したものをもってする。

イ アの規律にかかわらず、通知アドレスの届出をした者に対する電子判決書の送達は、システム送達によってする。

○中間試案第11

1 判決

(1) 電子判決書の作成及び判決の言渡し

電子判決書の作成及び判決の言渡しについて、次のような規律を設けるものとする。

ア 判決は、電磁的記録により作成する。

イ アで作成された電磁的記録（以下本項において「電子判決書」という。）に記録された情報については、作成主体を明示し、改変が行われていないことを確認することができる措置をしなければならない。

ウ 判決の言渡しは、電子判決書に基づいてする。

(2) 電子判決書の送達

電子判決書を当事者に送達しなければならないことを前提として、電子判決書

の送達について次のような規律を設けるものとする。

ア 電子判決書の送達は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電子判決書の内容を書面に出力したものをもってする。

イ アの規律にかかわらず、通知アドレスの届出をした者に対する電子判決書の送達は、システム送達によってする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

判決を電子データで作成することについて、部会では賛成する意見が多く、意見募集の結果でもこの点について賛成する意見が多かった。

なお、意見募集では、電子データにより作成される判決の作成主体を明示し、非改変を担保する措置に関しては、電子署名や電子署名に加えてタイムスタンプを活用することが考えられる、具体的な方法についても明確かつ安定的に運用することができる内容を最高裁規則で定めることが相当であるなどの意見、また、送達に関しては、当事者がシステム送達に同意した場合にはシステム送達をするのが相当であるなどの意見が出された。

2 検討

(1) 基本的な方向性

部会のこれまでの議論及び意見募集の結果を踏まえると、判決を電子データで作成する方向で検討を進めていくことが相当であると考えられる。そのため、中間試案の記載内容について変更を加えていない。

(2) 作成主体を明示し、非改変を担保する措置

ア 現行法上、判決書の原本には、判決をした裁判官の署名及び押印が要求されている（規則第157条第1項）。これは、判決書が判決の内容を公証する極めて重要な文書であることに鑑み、作成主体の明示、真正な作成を担保するためであると考えられる。

イ また、判決をした裁判官が誰であるかは、直接主義との関係でも重要であり（基本たる口頭弁論に関与しない裁判官が判決に加わった場合には、民事訴訟法に従って判決裁判所が構成されていないとして絶対的上告理由に該当する）と考えられる（法第312条第2項第1号参照。）、裁判所において電子判決書の作成者や非改変性を確認することができるだけでなく、事件の当事者がそれらを確認することができるようにしておく必要があると思われる（現在は、事件の当事者が記録に編てつされた裁判官の署名及び押印がされた判決原本を閲覧すること等の方法によって確認しているものと考えられる。）。

このような観点から、電子判決書には、その作成主体を明示し、改変を防ぐための適当な措置として、例えば、電子署名法第2条第1項に定義される電子署名をしなければならないこととするとも考えられる。もっとも、電子署名は、電子証明書の有効期間が数年であるなどのあい路があることから、例えば、電子署名に加えてタイムスタンプの措置をとることが考えられるものの、タイムスタンプにも有効期間があることを踏まえて検討する必要がある。また、将来的に利用し得る技術も含め、他に適切な方法がある場合にはその方法によることも考えられる。

ウ なお、電子判決書に判決をした全ての裁判官が電子署名を付すこととした場合には、当事者に電子署名が付された電子判決書をシステム送達することとすれば電子署名を検証することによって電子判決書の作成主体や非改変性を確認することができるように思われる。仮に、電子署名を付す方法を採用しなかった場合には、裁判所のサーバに記録されている電子判決書の原データの作成主体や非改変性をどのようにして確認することができるようにするのかを検討する必要があると思われる。

エ 以上を踏まえ、作成主体を明示し、非改変性を担保する措置について、どのように考えるか。

なお、規定の具体的内容や法律事項とするか規則事項とするかなどの法制面については、引き続き検討することを前提としている。

(3) 送達

ア 現行法下では、判決の送達は判決書の正本によってすることとされている（法第255条第2項）。

イ 通知アドレスの届出をしている当事者に対しては、電子判決書をシステム送達によって送達することは、当事者において迅速に判決内容を了知することができる点で合理的な規律であると考えられる。

なお、システム送達の対象について、電子判決書に判決をした全ての裁判官が電子署名を付すこととした場合においては、その電子データをシステム送達の対象とし、当事者が複製をすることによって電子判決書の原データと同内容のものを入手することができることとなる。他方で、裁判所のシステムにアップロードすることによって本人性と非改変性が担保されるのであれば、そのようなシステムに保存された電子判決書の原データそのものを閲覧し、これを複製することによって判決理由を確知するという観点は満たされるとも考えられる。

ウ また、通知アドレスの届出をしていない当事者に対しては、電子判決書を出力した書面（電子判決書の内容と同一であることが公証されているもの。なお、正本を必要とするかは後記エを参照）を送達することで判決内容を了知させること

とすれば、現行法の規律と同様の取扱いが可能であり、不利益を生じさせることはないと考えられる。

エ もっとも、現行法下では、確定判決に基づいて強制執行をしようとする場合には、執行文の付与を受けた判決正本が必要となり（民事執行法第25条）、当事者において、強制執行の申立てをする際にこれを添付することとなる（民事執行規則第21条）。民事裁判手続をIT化した後においても、これと同じように強制執行の申立てをする際に電子判決書を出力した書面（判決正本のように判決と同一の効力を有するもの）の提出が必要であるとすると、電子判決書のシステム送達を受けた者は、強制執行の申立てをする際に、別途、書面の交付を受ける必要が生じてしまい、合理的ではないとも考えられる。そこで、執行裁判所においても債務名義となる判決を裁判所のシステムを利用して確認することができるようにすることが前提とはなるが、強制執行の申立ての際に債務名義の正本の添付を必要としないこととすれば、裁判所における強制執行の申立てをする際に債務名義の正本のような書面を用いる必要はなくなり、当事者はIT化のメリットを享受することができると考えられる。

なお、裁判所外において確定判決を用いてその内容を実現する（例えば、不動産登記など）場合には、判決正本や判決謄本のように、電子判決書を出力した書面に裁判所書記官による公証を付したものをを用いることが考えられるが、今後の普及状況によっては、電子判決書と同一の内容であることが公証されている電子データを用いることも考えられ、このような電子データを用いる場合には、当事者及び利害関係人に対し、訴訟記録の電子データに電子署名が付されたものを必要に応じて電子証明書と共に交付することができるものとすることが考えられる。

オ 以上を踏まえ、判決の送達の方法及び対象について、どのように考えるか。

2 和解

(1) 和解の期日

和解の期日（和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。）について、法第89条に次の規律を加えるものとするので、どうか。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでアの手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条〈裁判長の訴訟指揮権〉、法第150条〈訴訟指揮権に対す

る異議), 法第154条〈通訳人の立会い等〉及び法第155条〈弁論能力を欠く者に対する措置〉の規定は, 和解について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には, ウの規定による裁判所又は裁判長の職務は, その裁判官が行う。ただし, ウにおいて準用する法第150条の規定による異議についての裁判は, 受託裁判所がする。

(2) 受諾和解

法第264条を次のように改めるものとする。どうか。

ア 当事者【のうち一部のもの】が出頭することが困難であると認められる場合において, その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官(以下本項において「裁判所等」という。)から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し, 他の当事者が口頭弁論等の期日(口頭弁論, 弁論準備手続又は和解の期日をいう。)に出頭してその和解条項案を受諾したときは, 当事者間に和解が調ったものとみなすものとする。

イ(7) 当事者双方が出頭することが困難であると認められるときは, 裁判所等は, 当事者双方に対して和解条項案を提示し, 和解日を定めるものとする。

(イ) 当事者双方が裁判所等から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出したときは, 和解日が経過した時に当事者間に和解が調ったものとみなすものとする。ただし, 和解日が経過する時までの間に受諾を撤回する旨の書面が提出されたときは, この限りでないものとする。

(3) 和解に加わる第三者

和解に加わる第三者に関する規律を設けないものとする。どうか。

(4) 和解調書等の送達

和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は, 送達しなければならないものとする。どうか。

(5) 新たな和解に代わる決定

新たな和解に代わる決定について, 次のいずれかの案によるものとする。ことについて, どのように考えるか。

【甲案】

ア 裁判所は, 和解を試みたが和解が調わない場合において, 審理及び和解に関する手続の現状, 当事者の和解に関する手続の追行の状況を考慮し, 相当と認めるときは, 当事者の意見を聴いて, 当事者双方のために衡平に考慮し, 一切の事情を考慮して, 職権で, 事件の解決のため必要な和解条項を定める決定(以下本項において「和解に代わる決定」という。)をする

ことができる。ただし、裁判所があらかじめ定めた和解に代わる決定をする日の前日までに異議の申立てがあったときはこの限りではない。

イ 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。

ウ イの期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。

エ 裁判所は、イの異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

オ 異議の申立人は、エにより異議の申立てを却下する決定に対し、即時抗告をすることができる。

カ イの期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

【乙案】

新たな和解に代わる決定の規律を設けない。

(注1) 新たな和解に代わる決定の手続要件として、当事者が同意していることを必要とすることについて、どのように考えるか。

(注2) 新たな和解に代わる決定の対象事件を限定することについて、どのように考えるか。

○中間試案第11

2 和解

(1) 和解の期日

和解の期日（和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。）について、法第89条に次の規律を加えるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでアの手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条〈裁判長の訴訟指揮権〉、法第150条〈訴訟指揮権に対する異議〉、法第154条〈通訳人の立会い等〉及び法第155条〈弁論能力を欠く者に対する措置〉の規定は、和解について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、ウの規定による

裁判所又は裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(2) 受諾和解

法第264条を次のように改めるものとする。

当事者が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日（口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日をいう。）に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 新たな和解に代わる決定

新たな和解に代わる決定について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

ア 裁判所は、和解を試みたが和解が調わない場合において、審理及び和解に関する手続の現状、当事者の和解に関する手続の追行の状況を考慮し、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定（以下本項において「和解に代わる決定」という。）をすることができる。

イ 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。

ウ イの期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。

エ 裁判所は、イの異議の申立てが不合法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

オ イの期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

【乙案】

新たな和解に代わる決定の規律を設けない。

(注1) 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した調書は、送達しなければならないものとする考え方がある。

(注2) 和解の期日、受諾和解、裁定和解等に参加する第三者に関する規律を設けるものとする考え方がある。

(注3) 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方が裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官がその書面を提出した当事者の真意を確認したときは、当事者

間に和解が調ったものとみなし、裁判所書記官が調書にその旨を記載したときは、その記載は確定判決と同一の効力を有するとの規律を設けるものとする考え方があ

(注4) 新たな和解に代わる決定の手續要件として、本文(3)アの当事者の意見を聴くことに代えて、当事者に異議がないこと又は当事者が同意していることのいずれかを必要とする考えがある。

(注5) 新たな和解に代わる決定の対象事件を限定することについて、引き続き検討するものとする。

○部会資料16

第2 和解調書等の送達

和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した調書は、送達しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

第3 和解の手續に関与する第三者

裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、第三者を和解の手續に関与させることができるものとするについて、どのように考えるか。

(注) 第三者を関与させる場合の手續について、どのように考えるか。

第4 当事者双方が受諾書を提出する方法による和解

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方が裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官がその書面を提出した当事者の真意を確認したときは、当事者間に和解が調ったものとみなすものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 和解の期日

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

和解の期日に関する規律を明確にすることについて、部会では賛成する意見が多く、意見募集の結果でも賛成する意見が多かった。

(2) 検討

部会のこれまでの議論及び意見募集の結果を踏まえると、和解の期日に関する規律を明確にする方向で検討を進めていくことが相当であると考えられるが、どうか。なお、本文の記載内容は中間試案の記載内容について技術的な修正をしたほか変更を加えていない。

2 受諾和解

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

ア 受諾和解の規律を維持しつつ、遠隔地要件を削除することについては、部会では、賛成する意見が多かった。

意見募集の結果では、この点について賛成する意見が多かったが、和解の期日についてウェブ会議等によることができるものとするところから、当事者の真意の確認に問題がある受諾和解の手続は廃止すべきであるとの意見もあった。

イ 当事者双方が受諾書面を提出する場合には期日を開かずに和解が成立したものとして事件を終局させる規律を設けることについては、部会では、第4回会議において提案がされた。

意見募集の結果では、賛成する意見と反対する意見のいずれも出され、賛成する意見においては当事者双方が和解条項案の受諾の意思を明らかにしている場合にあって期日を開く必要はなく、当事者及び裁判所の時間的場所的資源を節約することができることなどを理由とするものがあり、反対する意見においては当事者の真意の確認を行うことを必要とすべきであるとするものや相手方の受諾書面がいつ裁判所に到達するか予測することができる和解の成立日を認識することができないとするものなどがあった。

また、第12回会議においてこの論点について調査審議がされた。

(2) 検討

ア 受諾和解の規律を維持しつつ、遠隔地要件を削除することについては、ウェブ会議等を行うことができない環境にいる当事者も存在すると考えられることや、法人内で和解に合意する意思決定がされているものの代表者がウェブ会議等に応ずることが困難であることも考えられることからすると、受諾和解の規律を維持する意義があると考えられ、中間試案に記載した方向で検討を進めていくことが相当であると考えられる。なお、本文の記載内容は中間試案の記載内容について変更を加えていない。

イ 当事者双方が受諾書面を提出する方法による和解の規律を設けることについては、当事者双方がウェブ会議等によって和解の期日における手続に関与することができることとした場合であっても、期日の日程調整が困難な事案もあると考えられ、このような規律を設ける必要性があるとも考えられる。

また、現行規則では、裁判所等は、受諾書面を提出した当事者の真意を確認しなければならないこととされており（規則第163条第2項）、そのような確認がされることによって期日において裁判官の面前で和解内容を受諾する意思を確認することなく、和解が成立したものとみなす運用が定着していることに照らすと、裁判所等が受諾書面を提出した各当事者の真意を確認することとすれば、必ずしも当事者のいずれかが期日に出頭していなくても裁判上の和解が成立したものと

みなすことも許容され得るとも思われる。

したがって、裁判所等が受諾書面を提出した者の真意を確認することを前提としつつ、このような規律を導入する方向で検討を進めることが考えられる。

その上で、このような規律を導入するに当たっては、いつ和解が調ったものとみなすのかについて検討する必要があると思われる。裁判所等が受諾書面を提出した当事者双方の真意を確認した場合には、当事者双方の受諾書面が裁判所に到達した時点で当事者双方の受諾の意思が裁判所等に各陳述されたものとみなすべきとも考えられる。しかし、そのように考えると、受諾書面を提出した当事者は相手方がいつ受諾書面を提出したかが不明であり、また、後から受諾書面を提出した者は撤回をすることができないこととなるなど、手続の安定性や公平性の観点から相当ではないとも思われる。そこで、例えば、裁判所等において、和解が調ったとみなす予定の日（和解日）を指定することとし、和解日の経過時まで当事者双方が受諾書面を提出し、裁判所等において真意を確認した上で、当事者双方が受諾する旨の意思表示を撤回する書面を提出しないときには、その時に和解が調ったものとみなすこととすることが考えられる。

ウ 以上を踏まえ、受諾和解について、遠隔地要件を削除すること及び当事者双方が受諾書面を提出する方法による規律を設けることで、どうか。

3 和解に加わる第三者

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会では、第4回会議において第三者が加わる和解についての規律を設けることが提案され、中間試案にその提案を記載することに異論はなかった。

意見募集の結果では、明文の規定を置いて第三者の法的地位を明確にすることが望ましいなどの理由から賛成する意見が多かったが、第三者に関する一般的な規律を定めることは困難であり、明文規定を置く必要性も乏しいなどの意見があった。また、第12回会議においてこの論点について調査審議がされた。

(2) 検討

ア 第三者が加わる和解は、実務上、広く許容されており、第三者が加わって成立した和解を記載した調書においては、当該第三者も利害関係人として当事者の表示欄に記載され、調書の記載は、当該第三者に対しても執行力を有し、強制執行の債務名義となるものとされている（大審院昭和13年8月9日判決・大審院判決全集5輯17号13頁参照）。

そして、理論的には、当該第三者との関係では、法第275条の訴え提起前の和解（即決和解）に準ずるものとの説明がされており、当該第三者が和解の期日において電話会議等によって手続をすることや受諾和解の手続において受諾書面

を提出することができるかなどについて疑義があるとの指摘がある。

イ 現行法上、第三者が加わって法第264条の受諾和解の手続をすることができるかに関しては、和解手続に加わった第三者も当該手続の当事者であり、法第264条の和解の当事者となることができるとの見解がある。なお、期日に出頭困難な利害関係人に和解条項案を提示して法第264条の和解を成立させることができないとする見解もある。

また、本文2(1)の「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法」の「当事者」に関して、和解に加わる第三者は当該手続の当事者であるから、「当事者」に含まれると解するのであれば、本文2(1)の規律によって和解に加わる第三者との間で電話会議等を行うことができることとなる。

この点について、仮に和解の手続に関与する第三者の規律を設けることとした場合には、当該第三者が電話会議等を利用して和解の期日の手続に関与することや受諾和解において和解条項案を受諾する旨の書面を提出することが考えられ（部会資料16の第3）、第12回会議では、このような規律の実質について、特段の異論はなかったように思われる。

ウ 一方、明文規定を設けることとした場合には、手続に加わることができる第三者の範囲に関する規律、第三者が加わることができる手続の内容に関する規律、第三者が加わるための手続及び離脱するための手続に関する規律などについて検討することが必要であると考えられる。しかし、これらの規律を設けるに当たって現在の実務の運用を阻害する結果になることがないように規律することは容易ではないとも考えられ、引き続き、実務の運用に委ねることが適当であるとも考えられる。

エ 以上を踏まえて、和解に加わる第三者の規律を設けないものとするかどうか。

4 和解調書等の送達

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会では、第5回会議において和解調書等を送達しなければならない規律を設けることが提案され、中間試案にこの提案を記載することに異論はなかった。

意見募集の結果では、賛成する意見が多く、反対する意見はなかった。

また、第12回会議においてこの論点について調査審議がされた。

(2) 検討

部会のこれまでの議論及び意見募集の結果を踏まえると、和解調書等について当事者からの送達の申請を待つことなく、職権で送達する方向で検討を進めていくことが相当であると考えられるが、どうか。

5 新たな和解に代わる決定

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会では、実務の運用として付調停及び17条決定による紛争解決方法が有用な場面があるとの意見や企業内部の意思決定に当たっても裁判所の心証が決定で示されるのは有益であることから新たな和解に代わる決定の規律を設けることを支持する意見があったが、訴えの提起は判決を求める申立てであることから裁判所が判決ではなく決定によって訴訟を終了させることができることを制度化するだけの理由がないとの意見や裁判所の決定に対して当事者からは異議を述べにくいことから規律を設けることに反対する意見があったほか、新たな和解に代わる決定をすることができる要件の設定が困難であるとの指摘や現在の規定で特段の問題はない旨の意見があった。

意見募集の結果では、現在の実務において和解を成立させることは困難であるものの、なお判決に至らない形での裁判所の判断による紛争解決を望む当事者のニーズに応えるため、事件を調停に付した上で、17条決定によって解決を図るという運用が行われている、この運用は便法的なものであるため、当事者にとって理解が容易でないこと、付調停決定や立件手続に手間がかかり、決定までに時間を要することがあり、事務も煩さであること等の支障が生じていることから、民事訴訟法に明文規定を置くことが当事者の利便性の向上に資するほか、迅速な決定が可能となるとともに、裁判所の事務負担を軽減し、司法資源の有効活用に資するなどを理由とするものや積極的に和解に合意することが困難であるものの、裁判所によって一定の結論が示されるのであれば、紛争の早期解決を図るためにその決定に従ってもよいとする場面やニーズがあるものと思われること、特に企業の法務部門としては、裁判所の心証が決定によって示されるのであれば、経営層への説明・コンセンサスが得やすく、組織としての意思決定の迅速化に資することなどを理由として、賛成する意見があった。また、当事者が異議を申し立てれば和解に代わる決定は効力を失い、訴訟は決定前の状態に復すると考えられるから、このような制度を設けることによる不都合はさほど大きくないと思われるとの意見があった。他方で、訴訟物を超えた新たな和解に代わる決定をすることも可能となり、当事者主義や処分権主義に反するとの意見、当事者が既判力ある判決を求めている以上、裁判所には原則として判決をする義務があるとする意見、特に本人訴訟においては、当事者は裁判官の言いなりとならざるを得ない場合が起こるとする意見、新たな和解に代わる決定の内容に訴訟物以外のものが含まれる場合に当事者間に実体法上の効果が生じ、当事者を拘束するのが判然としなないとの意見、厳格な事実認定をおろそかにしたまま和解を勧めたり、判決を避け

る手段として制度を用いたりするおそれがあるとの意見、異議を申し立てた後も同じ裁判所が審理を行うこととなるため当事者は不利な判決を恐れて裁判所の決定を受けて入れざるを得なくなるとの意見から規律を設けることに反対する意見があった。さらに、新たな和解に代わる決定の要件については、意見を聴くことで足りるとの意見や当事者に異議がないこと又は同意していることのいずれかを必要とすべきであるとの意見があった。

(2) 検討

ア 新たな和解に代わる決定の規律は、紛争解決の選択肢を増やすことになることや、企業などの団体において裁判所の心証が決定の形式で示されることによって組織としての意思決定の迅速化に資することを理由として、規律を設けることにニーズがあると思われる。

イ 仮に、新たな和解に代わる決定の制度を設けることとする場合に、当事者の申立てを要しないこととすると、理論上は、裁判所は訴え提起がされれば、事実認定をした上で法適用をする判決という形式によることなく訴訟物について権利義務関係に変更を加える裁判をすることができる権能を有することとなる。しかし、訴えとは、原告が裁判所に対し、被告に対する特定の権利などの主張を提示して一定の内容及び形式の判決を求める申立てをいうのであって、このような訴えによって開始される訴訟の手続において、裁判所が判決によることなく訴訟物についての権利義務関係に変更を加える裁判をすることができる根拠は明確でないとも考えられる。さらに、和解に代わる決定の対象が訴訟物に限定されない場合には、訴訟物以外の権利義務関係については訴え提起すらない状態で、裁判所が当事者の権利義務関係に変更を加えることができることとなり、より一層、その根拠についてどのように考えるかということが問われ得ることとなる。また、和解に代わる決定では、仮に、事実を認定して法を適用すると原告の請求権の存在が認められないとしても、例えば解決金などの名目で被告に一定の金銭の支払義務などの権利義務関係を作り出すことが可能となる。このように、実体法の適用による権利義務関係の判断が求められる訴訟の手続において、裁判所が実体法を一旦は度外視して当事者の権利義務関係に変動を加えることができることとする法的な根拠も明確ではないように思われる。

ウ 新たな和解に代わる決定の規律を設けることとする場合には、アのようなニーズを踏まえ、イに掲げたような疑問を払拭するという観点から、裁判所が和解に代わる決定をすることができる場面、要件、決定の内容の制限などについての規律を検討する必要があるものと考えられる。

本文甲案は、受訴裁判所による和解の勧誘がされたが、当事者間に和解が調わない場合を要件とするとともに、単に形式上の和解協議をただけでは十分

ではないことから、裁判所が新たな和解に代わる決定をすることができる「相当と認めるとき」の判断に当たり、審理及び和解に関する手続の現状、当事者の和解に関する手続の追行の状況を考慮すべきことを明示することとし、和解協議の経過から、当事者が想定することができないような内容の判断を禁ずる趣旨で「当事者双方のために衡平」という要件を設けている。

また、手続上の要件として、イで述べた観点を踏まえると（注1）記載のように当事者の積極的な同意を必要とすべきであるとも考えられるが、積極的な同意の在り方によっては、共同の申立てにより裁判所が和解条項を定めることができるのと裁定和解との相違が相対的に少なくなることから、両制度の関係を整理する必要が生ずるとも思われる。そこで、裁判所が和解に代わる決定をしようとするときは、（他の要件を充足することを前提に）和解に代わる決定をする日を定めなければならないものとした上で、当事者はその日の前日までに裁判所が和解に代わる決定をすることについて異議を述べることができることとして、当事者が熟慮する機会を確保することも考えられるところである。

このほか、対象事件についても細やかに検討する必要があるとの指摘もあったことから、新たな和解に代わる決定の対象事件を限定するか否かについても引き続き検討することとなると考えられる（注2）。

エ これに対し、本文乙案は、和解に代わる決定の制度を設けないとするものである。

イで述べた観点を踏まえ、どのような要件を設けようとも、これを正当化することはできない、あるいは、これを正当化することができるような要件を具体化することは困難である等の場合には、乙案を採用ことになるものと考えられる。

オ 以上を踏まえ、この点について、どのように考えるか。